

見附市告示第52号

見附市集会施設建設費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市集会施設建設費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市集会施設建設費等補助金交付要綱（平成11年見附市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか」を削り、「コミュニティ」を「その」に、「基盤」を「拠点」に、「地域集会施設」を「集会施設」に改め、「の建設若しくは集会施設建設のための土地の取得又は高齢者が積極的かつ安心してコミュニティ活動に参加できる集会施設」を削り、「ために」を「ため、見附市集会施設建設費等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条第1号中「建物」を「集会施設」に、「建築」を「建設」に改め、同条第2号中「建物」を「集会施設」に改め、「引き続き」を削り、「及び構造」を「、構造等」に改め、同条第3号中「建物」を「集会施設」に、「延床面積を」を「延床面積が16㎡以上」に、「させて」を「するよう追加して」に改め、同条第4号中「既存の建物を」を削り、「ために」の次に「既存の建物を」を、「購入」の次に「し、又は集会施設の敷地として土地を購入」を加え、同条第5号中「主要構造部分の」を「50万円以上の経費を要して集会施設及びその附属設備を」に、「補修」を「補修し、改修し、」に、「改修」を「改装」に改める。

第3条中「を建設する」を「の整備を行う」に改める。

第4条の見出し中「補助金」を削り、同条中「補助金」の次に「の」を、「事業」の次に「（以下「補助対象事業」という。）」を加え、「係る経費」を「要する工事費及び購入経費」に改め、同条第1号中「集会施設の」を削り、「16㎡以上の」を「増築、」に改め、「50万円以上の」を削り、同条第2号中「集会施設の敷地としての土地の購入」を「冷暖房設備の整備（既設の冷暖房設備の更新にあつ

ては、その冷暖房設備が設置後 6 年を超えている場合に限る。）」に改め、同条第 3 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助対象としないものとする。

- (1) 既存の建築物の解体及び移転に係る経費（建て替えの場合を除く。）
- (2) 土地の造成及び擁壁に係る経費
- (3) 倉庫、物置、ブロック積み、フェンス、塀、門等の附帯工事に係る経費
- (4) 電気機器等に係る経費（冷暖房設備及び建物附帯設備に係る経費を除く。）
- (5) 建具の張り替え、照明管の交換、家具の購入等に係る経費
- (6) 設計監理費及び各種申請手数料
- (7) 前各号に掲げる経費のほか、市長が不相当と認める経費

第 5 条中「又は」を「、」に、「等他の」を「その他の」に、「もの」を「事業」に改め、「については、」の次に「この補助金の」を加える。

第 6 条中「額は、」の次に「補助対象経費又は」を加え、「応じ、補助対象経費又は」を「応じて」に、「で」を「に」に改め、「に同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額」を削り、「少ない額」の次に「に同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額」を加え、同条ただし書を削る。

第 7 条各号列記以外の部分中「規則第 3 条の規定によるほか、」を「補助金の交付を受けようとする町内会は、見附市集会施設建設費等補助金交付申請書（様式第 1 号）に」に改め、「書類」の次に「のうち必要なもの」を加え、同条第 1 号中「購入」の次に「に関する」を加え、同条第 2 号中「付近見取図」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 複数の町内会が共同して 1 つの補助対象事業を行う場合、いずれかの町内会がそれらを代表し、又は合同して前項の規定による申請を行うことができる。

第 8 条を削る。

第 9 条各号列記以外の部分中「補助事業」を「事業」に、「規則第 7 条の規定によるほか、」を「見附市集会施設建設費等補助金実績報告書（様式第 5 号）に」に改め、「書類」の次に「のうち必要なもの」を加え、同条第 4 号中「集会施設の」

を「事業の状況が分かる」に、「全景及び内部」を「工事等の前後や工事中の状況が分かるもの」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請に対し、補助金を交付することを決定した場合は、見附市集会施設建設費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした町内会にその旨を通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた町内会（以下「補助事業者」という。）は、事業を変更し、又は中止しようとする場合は、見附市集会施設建設費等補助金変更交付申請書（様式第3号）により、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、事業の変更等を認める場合は、見附市集会施設建設費等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費限度額	補助率
新築、改築、増築及び建物の購入	30,000千円	100分の20
土地の購入	5,000千円	100分の20
修繕	2,000千円	100分の30（バリアフリー工事に要する経費にあっては、100分の50）
冷暖房設備の整備（新築、改築、増築又は建物の購入の一環として行う場合は、それらの区分による。）	200千円	100分の50

別表の次に次の5様式を加える。

様式第 1 号（第 7 条関係）

見附市集会施設建設費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 町内会名

役 職 名

住 所

氏 名

電話番号

年度見附市集会施設建設費等補助金について、下記のとおり申請いたします。

記

1 施設名				
2 施設所在地	見附市			
3 種別 該当する項目に○印	①新築・改築・購入 ②増築 ③土地の購入 ④修繕 （④-1 一般修繕・④-2 バリアフリー工事） ⑤冷暖房設備 （⑤-1 新設・⑤-2 更新）			
4 全体工事費（A）	円			
財源内訳 （A）の内訳	市補助金	地区負担	その他	計
	円	円	円	円
5 工事内容				
6 工事期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日			

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

見附市長

見附市集会施設建設費等補助金交付決定通知書

このことについて、 年 月 日付けで申請のあった見附市集会施設建設費等補助金は、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

記

交付決定金額 金 円

様式第 3 号（第 9 条関係）

見附市集会施設建設費等補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 町内会名

役 職 名

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付にて申請しました見附市集会施設建設費等補助金交付申請書について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

	当初		変更	
全体工事費（A）	円		円	
負担内訳 （A）の内訳	市補助金	地区負担	市補助金	地区負担
	円	円	円	円
	その他		その他	
	円		円	
工事内容				

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

見附市長

見附市集会施設建設費等補助金変更交付決定通知書

このことについて、 年 月 日付で変更申請のあった見附市集会施設建設費等補助金は、下記のとおり変更の交付決定をしたので通知します。

記

変更後交付決定額 金 円

様式第5号（第10条関係）

見附市集会施設建設費等補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）見附市長

申請者 町内会名

役 職 名

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 施設名				
2 施設所在地	見附市			
3 請負者の氏名				
4 全体工事費（A）	円			
負担内訳 （A）の内訳	市補助金	地区負担	その他	計
	円	円	円	円
5 工事内容				
6 工事期間	年 月 日～ 年 月 日			

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に交付の決定を受けた見附市集会施設建設費等補助金については、なお従前の例による。